

月伯新聞

これからの
問題

もうそろ／＼土地生れの日本

人が一人前になつて世に出る頃
になつて來た、これからは段々
それが殖えて行く、所謂在伯日
本人の社會問題が本當に六ヶ敷
くなるのはこれからである

これまで誰しも第一世と第
二世とのことを餘り考へて居
つかつた、たまに考へて居る
だけであつて其所に何等感
じふものがなかつた、然るに第
二世が二十四、五歳になり一人
前の男子として世に立ち、日本
仕立ての者と對立するに及んで
始めて愕然として此問題を見る

先づ第一に眼につくことは親
子の間で言葉が通せない、全然
不適といふではないが、親は
ブラジル語を疎づぼう知らず
子は全然日本語を知らず、其間
の会話は子供のブラジル語と合
はして親がカタゴのブラジル
語を話す居る、何かの拍子で
子供を叱り付けやうとすると生
憎丁度旨い言葉が出来来て、日
本人の集團地を除きその他の日本
人で親子の間がこのやうな體た
らくなつて居ない所とては先
づあるまい

これはほんの一例に過ぎない
が、在外日本人植民の第一世と
第二世との間は、これまで皆
なほざりに過ぎて居る結果、今
ではあらゆる點において非常な
開きが出來て居る、彼は忠君愛國
親孝行を教へられてる間にこれ
は自由平等時としてはガベル
ノンアレスタなどと聞き囁
つてしまへる、第一思想がつ
て兩者は殆んど根本的にちがつて
るのみならず、その他萬般の事
に於いて兩者の間の開きが大き
い、一般に在外日本人は本國の
それとは大分ちがつてゐる、そ
り前だが、茲ブラジルにおける
第二世のちがひ方は餘りにヒド
過る、一代にして完全に母國語

商會印日

わが最後案に

英本國の態度決せず

〔デリ一九二一年六月二十一日〕
日印會商第十三次本會議は

〔デリ一九二一年六月二十五日〕
日本午前十時より開かれ十五日

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
第十二次本會議において印度

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
日本側の再回答が提示されが

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
日本側として最大限の讓歩

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
その内容は左の如きものであ
ると確認する

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
一、品種別は印度側の主張を容
れ四通り承認する

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
二、一年を二期に分け一年の相
當量の五分即ち二千萬平方ヤード
までは最高度度を出ることを許
し超過した量を受け翌年度

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
分として計算せんとする印度

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
案を承認する

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
日本側は以上の内第一項即ち品
種別として最大限の讓歩を示す
と印度に挿入する

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
六、爲替に對する印度の主張の
撤回方を要求する

〔デリ一九二一年六月二十二日〕
日本側は以上の内第一項即ち品
種別として最大限の讓歩を示す
と印度に挿入する

〔デリ一九二一年六月二十二日〕<

○櫻咲く母國への訪問團○

合田久市
H. GOHDA

左記の條件にて母國訪問團を組織します
一、出發と歸着 一月二十六日 サントス發出帆
一、乗船名 三月廿七日 横濱着 同卅日神戸着
一、團費 ぶえのすあいれす丸
一、メモ 切一月十日限り
一、申込所 聖市コンデ・デ・サルゼーダス街
四一、常盤旅館内
サントス市 ブラス・クーパス街
二六四、三笠旅館内
御希望者は至急申込を乞ふ。尙詳細は前記兩所内下
名宛御照會を願います

母國訪問團長

○櫻咲く母國への訪問團○

△コノ好機逸する勿れ

左記の條件にて母國訪問團を組織します

一、出發と歸着 一月二十六日 サントス發出帆

ぶえのすあいれす丸

三月廿七日 横濱着 同卅日神戸着

一コント五十ミルレース

一月十日限り

聖市コンデ・デ・サルゼーダス街

四一、常盤旅館内

サントス市 ブラス・クーパス街

二六四、三笠旅館内

御希望者は至急申込を乞ふ。尙詳細は前記兩所内下
名宛御照會を願います

母國訪問團長

合田久市

H. GOHDA

第二、一般的に産業の振興を圖る
より特に中小工業者階級の發展
を促進し、かねて都蘭金融の
硬塞をゆるめるためには金物價
の高騰と金融組織の改善を第
一條件とすべきに鑑み
一、通貨總額を十五億圓とし
政府が中央銀行及び特銀と協
力してその實現を期す
二、右金額に達するまでは日
銀の公債賣却を中止せしむ、
但し實行までの過程において
物價及び金融の制限に伸縮の彈
性を與うべし
三、銀行並に産業組合の組織
を改善し、特に地方中心の銀
行を特設して金融の圓滑を行
るべし

第一、農村の盛衰が國家經濟、
頗る重大なるものあるに鑑み
次の政策を實行す

一、米を專賣とす

二、肥料の賣買を國營とす

三、種種の製造を國家で行う

仍つて農產物生産の統制を行

う

第三、軍備は帝國存立の第一要
義、外交の有力なる背景にし
ての成案を得たので過般總裁と
に提示せる外黨の機關に呈示し
たが、飽くまでその實現を期す
ると共に自己の責任を明かなら
しむるため十九日右政策を發表
した、綱領内容左の通り

第一、農村の盛衰が國家經濟、
頗る重大なるものあるに鑑み
次社会思想等に影響あるところ
頗る重大なるものあるに鑑み
次の政策を實行す

一、米を專賣とす

二、肥料の賣買を國營とす

三、種種の製造を國家で行う

仍つて農產物生産の統制を行

う

第四、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第五、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅の稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の增徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第六、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第七、軍事當局の責任ある絕對

限度の計畫は財政上の考慮を

後にしてその實現を期す、軍

備充實の來度償還の資源として

所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第八、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第九、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第十、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第十一、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第十二、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第十三、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第十四、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第十五、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第十六、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第十七、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第十八、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第十九、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第二十、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第二十一、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第二十二、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第二十三、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第二十四、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第二十五、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第二十六、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第二十七、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第二十八、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第二十九、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第三十、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第三十一、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第三十二、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第三十三、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第三十四、皇室を中心し、強烈なる
體觀念を克服する目的を以て
國民教育の重點を精神教育
におき、その方法として師範
教育及び小中學の國民教育
の大力を骨子として教育す

第三十五、國學漢學を莊んにし教育勅語
所得稅並に相繼稅的稅率改正

四分利公債に對する改稅、臨

時利得稅新設及び資本利子稅

の増徵を目標とし同時に酒類

の專賣乍創設す

第三十六、皇室を中心し、強烈なる
體

